

委提第1号

北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年3月27日 提出

提出者 議会運営委員長 大嶋達巳

北本市議会議長 滝瀬光一様

北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

北本市議会委員会条例(昭和48年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市一般会計の歳入に関する事項」を「市長公室の所管に関する事項」に、「企画財政部の所管に関する事項」を「行政経営部の所管に関する事項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。